

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年2月8日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-005	令和3年2月3日	京都市伏見区桃山町山ノ下64番3, 65, 65番4, 66番5から66番7まで, 68番, 90番, 93番の一部, 94番の一部及び95番の一部, 同区小栗栖中山田町21番1, 21番4から21番12まで, 53番1, 53番4から53番7まで, 54番3から54番5まで, 54番7, 54番13, 54番15から54番17まで, 55番, 55番5, 55番8から55番10まで, 121番から124番まで, 131番から135番まで, 137番から139番まで, 141番から148番まで及び150番から152番まで並びに同区石田川向54番3, 55番3, 55番6, 57番7から57番9まで, 70番, 71番及び74番

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)